

あらためまして、おはようございます。

11月県議会定例会議も、どうぞよろしく願いいたします。

まず、11月14日に発生しました、高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場における迫撃砲弾発射訓練中の砲弾の着弾により、一般車両に被害を及ぼしたことについて申し上げます。

ご承知のとおり、陸上自衛隊第37普通科連隊の射撃訓練中に、誤った方向に迫撃砲弾が発射され、演習場外の国道路肩に止まっていた乗用車の窓ガラスが割れるなどの事案が発生いたしました。

これは、より大惨事ともなり得る、重大な事案であると、重く受け止めております。

平成27年7月に同じく饗庭野演習場で重機関銃の跳弾事案が発生した際に、高島市とともに徹底した安全対策を講じるよう強く要請したにもかかわらず、再びあってはならない事案が発生したことは、誠に遺憾です。

11月16日に、県民の暮らしと安全を守る立場から、饗庭野演習場内における実弾射撃訓練の中止、今回の事案の速やかな原因究明、再発防止に向けた具体的な安全対策の構築、高島市および本県への迅速・確実な連絡の徹底につきまして、陸上自衛隊中部方面総監部総監ほか、関係各位に対する申し入れを行いましたほか、昨日、28日には、防衛省に赴き、岩屋防衛大臣に重ねて申し入れを行ったところです。

今後、防衛省からの詳細な報告を受け次第、地元の高島市とも連携し、再発防止に向けた対策について協議するなど、本県として、しっかりと必要な対応を行ってまいります。

それでは、11月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、今後の県政運営について申し上げます。

県政運営の最上位計画である基本構想につきましては、基本構想審議会での審議を経て、去る9月25日に答申をいただき、今般、原案を取りまとめたところです。

審議会では、「2030年の展望」や「基本理念」などについて、多角的な視点からご議論をいただき、これからの未知なる変化を前向きに捉えることや、多様性を尊重して、誰もが自分らしく生きることのできる社会の重要性などについてご意見をいただきました。

また、基本構想原案に関する県民政策コメントを実施し、個人や団体、市町の皆さまから、「政策の方向性」等に関しまして、105件もの貴重なご意見等をいただいたところでございます。

こうした経緯を踏まえ、今定例会議において、基本構想の策定状況について報告させていただくこととしております。

新たな基本構想は、今後、2030年までを計画期間として検討しており、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に掲げるとともに、世界を視野に、SDGsの特徴も取り入れながら、将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じ、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることが出来る「未来へと幸せが続く滋賀」を描いております。

この目指す未来の滋賀の実現に向け、県民の皆さまと想いを共有しな

がら、将来ビジョンである基本構想をしっかりと策定してまいりたいと考えております。

また、基本構想のもと、県の部門別計画であります「環境総合計画」や「教育振興基本計画」の改定を進めており、今定例会議においてその策定状況を報告させていただきます。

本県の環境分野を総括する環境総合計画につきましては、2030年までを計画期間とする第五次環境総合計画として改定しようとするものでございます。

これまでの本県の環境施策は、人口が増え、開発が進む中、環境負荷の抑制を基本に取り組んでまいりましたが、生態系などの問題は、複雑化、多様化するとともに、今後の人口減少の進展により、特に中山間地などでは、人の手が入らず、獣害の増加や、森林の多面的機能の劣化などの問題が顕在化してくるものと考えられます。

このため、「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点から、新たな方向性を示す必要があります。

第五次計画では、環境が経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえまして、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標として、これまでの本県の環境に関する取組と知恵を、琵琶湖に対する県民の皆さまの想いととともに、次世代に引継げるよう、計画を取りまとめたいと考えております。

また、本県の教育分野を総括する教育振興基本計画に関しましては、2023年度までを計画期間とする第3期の策定に向けて取り組んでおります。

これまでの基本目標である「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を踏襲しつつ、地域とのつながりの希薄化や長寿命化などの環境変化を踏まえ、「人生 100 年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」をサブテーマとして新たに設定いたしました。

今後の本県の教育行政推進に向けましては、これまで以上に、「人與人」、「人と地域」、「人と自然」のつながりを大切にし、これらと「共に生きる」ことで、個人だけではなく、社会全体の豊かさにつなげていく必要があると考えております。

そして、地域への誇りや愛着を深めることで、滋賀で育った人材が様々な場所や分野で活躍できるよう取り組んでまいります。

こうした新たな基本構想や各部門別の総合計画に基づいて、滋賀の将来を見据えた重点的な施策を着実に推進、展開していくためには、県政運営の持続性を維持していくことが必要です。

本県では、不断に行財政改革の取組を進めてきたところであり、また、県の持つ経営資源の最適化や県民サービスの一層の向上を図ってまいりました。

今般、新たな「基本構想」の策定にあわせて、2022 年度までを取組期間といたします次期「行政経営方針」の策定を進めているところでございます。

次期方針の原案では、基本構想に掲げる、みんなで目指す滋賀の姿を念頭に、「2030 年に向けて目指す県庁の姿」を描くとともに、経営理念を「対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現のために」と掲げまして、「見える」、「攻め」、「多様性」の 3 つの経営の基本的な視点に基

づき、先駆的・重点的な取組を行うことにより、目指す県庁の姿の実現を図ってまいります。

また、見込まれる多額の財源不足に対応するため、一層の収支改善に取り組み、財源不足の縮減につなげるとともに、「健康経営」の実践を通じて、さらなる「県民サービスの向上」を目指してまいりたいと考えております。

新たな基本構想をはじめ、県政運営の指針となります、これらの計画に関しては、議員の皆さまからのご意見も賜りながら、策定に向けて取りまとめてまいりたいと考えております。

来る 2019 年は、平成最後の年であり、新元号に改まる最初の年として、大きな節目を迎えます。

本県におきましても、次期「基本構想」の実現に向けた取組をはじめの初年度であり、その取組の着実な第一歩を踏み出せるよう、必要な施策、予算、また組織を、しっかり議論・検討の上、構築することで、県政運営に当たってまいります。

新年度予算編成に当たりましては、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け、特に 5 つの視点を大切に取組んでまいります。

一点目は、「一人ひとりの命と人権、防犯、防災、安全・安心、健やかさ、その人らしさを重視すること」でございます。

これまでから虐待防止や教育改革に力を入れてまいりましたが、取組をさらに進めるとともに、現在検討中の「障害者差別のない共生社会づくり条例」など、来年度は、とりわけ、子どもや障害者の方々、一人ひとりにしっかりと目を向けた施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

二点目は、「琵琶湖、その源流である山、そして自然の生態系サービスを守ること」でございます。

これらは、健康しがの基本になるものと考えており、その保全と活用を両立させるための施策構築に取り組んでまいります。

三点目は、「活力・発信力・持続力を高めること」でございます。

県民志向を第一に、特に産業、文化、スポーツ、観光、交通分野を中心に施策を充実させてまいります。

四点目は、「未来と世界をしっかりと展望すること」でございます。

本県だけでなく、我が国や世界で進行する、様々な『不可避の変化』、それは、気候変動による自然災害の頻発化と激甚化、人口減少と長寿化、また、インダストリー4.0や、ソサエティー5.0といった社会の変化、グローバル化による通商貿易の枠組みの変化、さらに、本格的な多文化共生社会の到来など、こうした変化を見据えて、施策構築に取り組みます。

また、SDGsの取組を単なる目標設定としてだけでなく、その進捗や発信も含めて、しっかりと施策の中に埋め込んでまいります。

最後、五点目は、「県庁の組織の経営」についてであります。

財政面を含め、持続可能な経営、健康的な経営、徹底した情報公開のもとでの経営、弾力的でしなやかな経営、そして、あらゆる主体と協働した経営。

こうした点を意識しながら、県民の皆さまのご期待に応えられる施策、予算、しっかりと実行できる柔軟な組織と体制を作り上げることで、世界を視野に、未来を見据えた県政運営にあたってまいりたいと考えております。

次に、本県の優位性をさらに伸ばすための取組について、3点申し上げ

げます。

まず、第 17 回世界湖沼会議における琵琶湖の保全再生に関する取組の発信でございます。

先月、茨城県で開催されました世界湖沼会議に、川島議長をはじめとする県議会や企業関係の方々、そして小・中・高校生を含め、多くの県民の皆さまとともに参加してまいりました。

開会式において、私からは、世界湖沼会議の成り立ちとともに、「人間が利用しやすい水の 90%が湖沼の水であり、まさに、湖沼を守るとは、世界の水を守ること」であると訴えました。

そして、本県の呼びかけにより、茨城県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県の知事を発起人とする「湖沼水環境保全に関する自治体連携」を設立しました。

この連携によりまして、国内湖沼の水環境保全の取組の方向性や課題を共有するとともに、単独では困難な課題解決に向けて相互に連携・協力してまいります。

5 日間の会議を通じまして、改めて琵琶湖に対する関心の高さ、琵琶湖を預かる責任の重さを実感したところでございます。

本県といたしまして、今回の会議で得られた知見や経験を、今後の琵琶湖の保全再生の施策に活かしながら、湖沼環境保全をリードする存在として、国や国際機関、湖沼を有する世界の地域等と力を合わせ、湖沼の重要性を世界に発信してまいりたいと考えております。

2 つ目は、情報発信拠点「ここ滋賀」における滋賀の魅力発信についてでございます。

昨年 10 月 29 日、東京日本橋に開設いたしました「ここ滋賀」は、先月で 1 周年を迎えました。議員の皆さまをはじめ、市町や関係団体、事業者、県民の皆さまに心から感謝申し上げます。

来館者は、この 1 年間で 57 万人を超え、マーケット、レストラン、企画催事など、滋賀の豊かな食やモノ、歴史・文化等、上質で多様な魅力を発信できたのではないかと考えております。

特に、滋賀の産品等の魅力を発信する企画催事をほぼ毎日開催し、「ここ滋賀」の特色ともなっております。

参加者の皆様からは、「ここ滋賀」で「知らなかった滋賀の魅力に触れられた」などのお声をいただいております。来館者調査では、滋賀の魅力を感じた割合、観光に行ってみたい割合は、いずれも 9 割を超えており、物販だけに留まらない、滋賀を体感できる情報発信拠点としての評価とご支援をいただいております。

事業者からの評価では、「ここ滋賀」へ出品することで、「商品や企業の認知度が上がった」、「顧客や消費者との連携につながった」など、約 7 割が情報発信の効果を実感いただいております。

一方で、この 1 年間の運営を通して、リピーターの確保や、県内事業者等に「ここ滋賀」をさらに活用いただくための「満足度の向上」に関する課題も感じているところでございます。

開設 1 年間の取組では、「ここ滋賀」での情報発信が一定の成果をあげてきたと考えておりますが、そうした成果と課題を県民の皆さまと検証しながら、今後は、全庁一丸となって、拠点機能をさらに発揮し、滋賀の魅力発信や、本県への誘引に取り組んでまいります。

3 つ目は、湖南省との友好提携 35 周年記念事業を通じた、さらなる



友好関係構築について申し上げます。

今月の 11 日から、県議会の皆様や県内の市長、経済界の皆様とともに湖南省で行われた記念事業等に参加いたしました。

期間中は、両県省の各界から約 400 名が参加した記念式典において、今後の友好交流に関する覚書への調印をはじめ、琵琶湖と洞庭湖の持続可能な発展について考える水環境シンポジウムや、滋賀県書道協会等による芸術文化交流、また、滋賀県国際協会による県民団のホームビジットなど、多彩な事業が開催されました。

また、甲賀市では、この 35 周年を契機として、国際的観光都市である張家界市との友好提携を締結されるなど、今後の交流の輪の深まりと広がりを期待しております。

この他、湖南省の平和堂五一広場店では、株式会社平和堂様とのコラボレーションにより、滋賀県の観光物産展が開催されるなど、多くの方々のご協力のもと、多数の行事が催され、いずれも盛況のうちに終わることができました。

今年は、県内の中学生・高校生による文化交流や、環境学習などを通じた青少年の交流、また、湖南省代表団の来県による農業分野の交流などを積み重ね、友好関係を深めてまいりました。

今後、これまで積み重ねてきた友好関係を礎とし、「青少年」「経済・観光」「文化・芸術」「環境」の 4 つの柱に、湖南省から提案のあった農業農村の振興など、農業分野における交流についても模索し、一層深めることで、双方のさらなる発展に尽力してまいりたいと存じます。

今後、将来の滋賀を展望する中で、本県の優位性をさらに伸ばし、活

力と魅力あふれる滋賀を創っていくため、時機を逸することなく、滋賀の発信に努めることが重要です。

11月24日未明には、2025年国際博覧会について、大阪・関西での開催が決定いたしました。

博覧会では、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、この関西を舞台として、本県の健康・長寿に関する取組を世界に向けて発信できる貴重な機会と考えております。

素晴らしい博覧会となりますことを期待するとともに、こうした機会を捉えて、県民の皆さまとともに滋賀の取組の発信に努めてまいります。

最後に、新生美術館の整備について、申し上げます。

新生美術館整備については、7月定例会議において、「すべてを包含した新生美術館整備については、いったん立ち止まらせていただき、喫緊の課題への対応を優先して取り組む」と表明いたしました。

その後、今後の新生美術館整備の進め方について、検討を重ねるとともに、なぜ、いったん立ち止まるに至ったのかという、これまでの経緯を検証してまいりました。

その結果、

- ・館長をはじめ、プロジェクトの推進体制を整えることができなかったこと、
- ・新生美術館基本計画策定後、そのコンセプトを設計に反映させるための検討プロセスが不十分であったこと、
- ・本体工事費が47億円を超えることが判明し、設計変更を重ねましたが、県民や関係者のご理解を得られる設計変更案を作成できなかったこと

となど、

プロジェクト自体の進め方に問題があったと総括するに至りました。

この経緯を真摯に受け止め、改めてお詫び申し上げますとともに、その教訓を踏まえて、整備を成就させることで大きな責任を果たしたいと考えております。

また、近代美術館の休館により、貴重な県民の財産である収蔵品等の鑑賞の機会が失われております。まずは、近代美術館の老朽化対策を先行し、2021年度早期の再開館を目指したいと考えております。

あわせて、新生美術館整備計画を見直す中で、近代美術館の機能向上と琵琶湖文化館の機能継承にかかる検討を行ってまいりたいと考えております。

私としては、「神と仏の美」「近代・現代美術」「アール・ブリュット」という滋賀ならではの美を中心に、その魅力を発信し、「美の滋賀」の拠点となる美術館は時間がかかっても必ず実現したいと考えております。

美術館での美の発信を通じて、滋賀の美の素晴らしさが県民の皆様はもとより、県外の方にも広く認知され、誰もが誇りを持って豊かに人生を送ることができる、滋賀の実現につなげてまいります。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第149号は、一般会計の補正予算でございますが、

国の補正予算編成に関連した各種事業や、台風第21号に係る被災者

生活再建支援事業などを実施するため、総額で17億3,192万4千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第150号は、琵琶湖流域下水道事業について、地方公営企業法の規定の一部を適用するため、新たに条例を制定しようとするものです。

議第151号は、個人県民税所得割の税額控除の対象となっていない寄附金のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金について、税額控除の対象としようするものです。

議第152号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正により、必要な規定の整理を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、

議第153号および議第154号は、契約の締結について、

議第155号は、契約の変更について、

議第156号は、権利放棄について、

議第157号は、損害賠償請求控訴事件の和解について、

議第158号から議第172号までは、指定管理者の指定について、

議第173号は、平成31年度において発売する宝くじの発売総額について、

議第174号および議第175号は、下水汚泥処理の事務の変更について、

議第 176 号は、浄化槽の汚泥およびし尿の処理事務の変更について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。